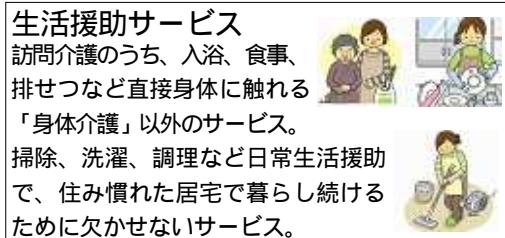


国が生活援助に回数制限(10月～) 「保険あって介護なし」の危険が増大

厚労省がこれを超えるものは「通常の利用と著しく異なる」とする生活援助制限基準です

生活援助の基準回数(月)	
要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

支えていた事例でした
(下グラフ)。



横山区議のホームページをリニューアル

このたびホームページを全面的にリニューアルしました。横山幸次区議のブログやツイッターなどの投稿、毎週のニュース(PDF版)掲載、議会報告



やまちの話題などお届けします。また、スマートフォンの画面でも閲覧できます。できる限り役立つ情報も含めてお届けします。ぜひごらんいただきご意見をお寄せ下さい。

アドレス <http://www.yokoyama-kugi.com/>



電化通り沿いの12階都営住宅、下は、吉徳流通センター解体工事現場

町屋6丁目にあつた人形の吉徳流通センターの建物が解体され、広い敷地が姿を現しました。隅田川沿いは、かつて工場や倉庫などが多くがマンションになつています。残された中でも大きな面積が立ち並んでいました。いまは、その多くがマンションになつてます。残された中でも大きな面積を持つていたのが吉徳流通センターでした。だいたいがマンションに変身するのが通例です。当然地権者やデベロッパーの意向によって決まるので、あれこれは言えません。しかし、いまどういった住宅が必要か考えてみました。ちょうど都営住宅の募集中です。ご高

「吉徳流通センター」跡地は何になるのでしょうか？都営住宅募集中ですが新規都住建設を真剣に検討する時町屋6丁目にあつた人形の吉徳流通センターの建物が解体され、広い敷地が姿を現しました。隅田川沿いは、かつて工場や倉庫などと同じといわれる倍率です。一定の空き地を見ると「公的利用ができるのか」「新規都営住宅が建てばどんなに助かるか」と思いながら街の風景を眺める日々です。

(横山幸次)



横山幸次

区政報告
ニュース

693

2018年5月13日
発行 日本共産党区議団
3802-4627
fax 3806-9246
arajcp@tcn-catv.ne.jp

横山区議事務所
荒川区町屋5-3-5
3895-0504
kouji.office@gmail.com

町屋事務所のメールアドレスを変更しました。
kouji.office@gmail.com
です...

裏面 区の「民泊規制条例」賛成討論...など

定例法律相談会
6月4日(月)
午後6時～8時
横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。
生活相談は、随時受付ています。
TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ、後で連絡します。
区役所控室 3802-4627

「民泊新法」6月15日施行を前に 生活環境を守る「民泊規制条例」可決



討論をおこなう 横山幸次議員

民泊営業は、区内全域で
土日・祝日だけなど
本条例は、第一に、区内全域に
わたって民泊事業を土日祝日に限
定、年間115日[規制、第二に、
近隣住民への周知、届け出事業者
の公表、事業者による廃棄物処理
責任、苦情対応とその記録と3年
間の保存、第三に、違反者への指

「住宅宿泊事業の運営等に関する条例」は、「(民泊に)起因する騒音その他の事象による生活環境の悪化を防止する」(住宅宿泊事業法第18条)ため区独自の規制をおこなうものです。

4月27日の区議会本会議で可
決された「住宅宿泊事業の運営
に関する条例」への横山区議の
賛成討論要旨をお知らせします。

荒川区「民泊」条例の概要	
条例の内容	
制限する地域	区内全域
制限する期間	月曜日正午～土曜日正午までは宿泊事業禁止(祝日を除く)。
近隣住民説明	事業者は、近隣住民に事業開始前に周知する(7日前まで)
届出住宅の公表	区として届出内容を公表する。
廃棄物処理責任	事業者が自らごみを適正に処理する。
苦情への対応	事業者は、苦情内容の対応を記録、3年間保管する。
緊急対応	家主不在型の場合1km以内に管理者が常駐。
荒川区旅館業法施行条例の概要	
条例改正内容	
営業者の遵守義務	営業時間中に営業従事者を常駐
簡易宿所の玄関帳場	簡易宿所についても玄関帳場の設置(営業時間中の営業従事者の常駐)
標識の設置	旅館業を経営する際、近隣住民に計画を周知する
説明会の開催	旅館業の許可申請予定者の近隣住民への説明会や戸別訪問で計画を説明

法（民泊新法）について、安全や衛生などの確保を定めた旅館業法の許可もなく、近隣の住民の生活環境を脅かす「違法民泊」を面出だけで営業を認めるもので反対しました。同時に、法成立後は施行を一時凍結し、まず違法民泊の実態把握と取り締まりをおこなうよう求めてきました。荒川区内には、インターネットサイトだけで500軒余の民泊の存在が確認され、騒音や「アリ田」トラブルの苦情が区に寄せられてきました。

騒音などの他の事象による生活環境の悪化を防止する「住宅宿泊事業法第18条」ため区独自の規制をおこなうものです。

「違法民泊」対応など今後の取り組みが大事しかし、これで全ての不安が解

京都市東山区では、生活道路や細い路地、袋小路の中にまで、ドアに「テンキー」「インターホン」が設置された簡易宿所、民泊が軒を連ね、虫食い状態で営業。「旅館業」の建築看板を掲げた一般住宅の増改築工事が目につきます。住民が追いやられる事態が進行しています。



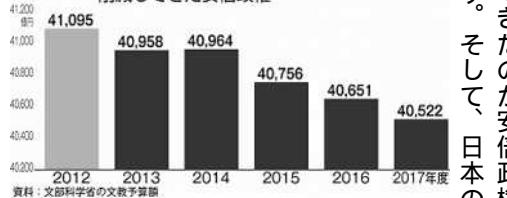
簡易宿所にも玄関帳場、營業従事者の常駐義務など
関連して提出された荒川区議會
館業法施行条例の一部改正にも触
れておきます。

今回の規制実施で年間115日
しか営業できない事業でなく
旅館業法に基づく簡易宿所に事業
者が流れることが懸念されていま
す。今回の旅館業法施行条例の一
部改正は、簡易宿所にも玄関帳場
を設置、営業時間中の営業従事者
の常駐を義務付けました。旅館業

今週の データ

安倍政権の「教育無償化」の本質は 教育予算の削減、子育て世代の貧困

「教育無償化が必要」と言うが教育予算を削減してきた安倍政権



してきたのが安倍政権です。そして、日本の

い理由」で断つ、「子育てや教育」がかかりすぎるから」が、安倍首相は、当然この難突破のために「強いダーシップを発揮」、「子育てや教育にお金かりすぎる」現状を変もらわなければなりません。ところが、教育予算を

法の改定に伴う政令で旅館業の客室制限がなくなり、理屈の上では一部屋からでも事業をおこなうことが可能となります。さらに国は、何ヶ所かの施設を一ヵ所で管理するサテライト方式なども可能だとしています。これを認めれば、マンションの部屋、空き家等含め、場所が離れた複数の居室をまとめて簡易宿所営業する一



いの
お金
です。
「国
減するだけでなく、グラフ
にもあるように、子育て世
帯の可処分所得を減少させ
ただけでなく、貯蓄ゼロの
世帯を増加させ、少子化と
いう「国難」を「突破」す
るどころか、一層少子化を
加速させています。
安倍政権は教育予算を削
り、
して
がか
えて
せん。
D 34 力国で最低です。

とが可能となります。委員会では、この問題を質疑で、今回の玄関帳場・営業事務の常駐義務づけは各施設毎が対象であり、この改正によってはテライト方式はできないとの答弁がありました。民泊問題は、(二)とした条例改正と一体で対処しなければ効果はありません。今後法や条例をかいくぐる事業者が出てことも限りません。今後の区の取り組み、条例の効果などを逐次検証し、必要な見直しを迅速におこなうことが求められています。